

## 名城大学大学院学則の変更事項を記載した書類及び変更部分の新旧対照表

### 1. 変更事項

名城大学大学院法務研究科の廃止に伴う同大学院学則の変更は無い。

### 2. 理由

当該研究科募集停止届出時（平成 28 年 3 月 11 日付）に同大学院学則の変更手続きを行ったため。

### 3. 備考

同大学院学則「第 35 条の 3（研修生）」については、当該研究科研修生※が 0 名になった時点で廃止手続きを行う。

※研修生：当該研究科を修了した者のうち、引き続き教育指導を受けることを志願する者

参考：名城大学大学院学則第 35 条の 3

（研修生）

第 35 条の 3 本大学院において、本法務研究科の課程を修了した者で、引き続き教育指導を受けることを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、研修生として入学を許可する。

以 上